

2024-2026年度JICA海外協力隊帰国隊員情報事務管理・事業理解促進業務

(公告/公示日：2024年1月30日/公告番号：23a00741) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答(案)
1	P. 37	評価表3(1)(2)(3)	業務総括者、相談役、カウンセラー各1名計3名に評価点がつけられるようですが、3名以外の業務従事者の評価は同ページ2(2)10点に含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
2	P. 34	9業務量目途及び業務従事者の構成 (3)業務の再委託	再委託金額の上限はありますか。	金額、割合で示される上限はありませんが、以下記載の通りです。 「入札説明書 p.4 5. (3) 共同企業体、再委託について」より抜粋 2) 再委託 再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるときまたは発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。
3	P. 34	9業務量目途及び業務従事者の構成 (3)業務の再委託	再委託する業務内容について、現金を扱う業務も含めた再委託はできますか。P29コーディネーター業務の⑤プログラム参加費用の受領に関して再委託内容に含めることを想定しています。	現金の取扱いを含む業務を再委託することに制限はありませんが、以下要件を満たす必要があります。 「入札説明書 p.34 9 (3) 業務の再委託」(*一部文言の修正有、下記の入札説明書の訂正をご参照)より抜粋 4. (6) (オ) JICA 海外協力隊体験プログラムコーディネーター業務については再委託を認める。ただし、再委託を実施する場合は、その内容についてあらかじめ発注者からの承諾を得ること。
4	P. 34	9業務量目途及び業務従事者の構成 (3)業務の再委託	再委託が制限されると想定する業務があればご教示ください。	発注者として想定している再委託可の業務は9(3)記載のものですが、それ以外の業務を再委託するにあたっての条件は上記回答(項番2及び3)の通りです。

入札説明書の訂正

通番	該当項	該当項目	訂正前	訂正後
1	P. 34	9業務量目途及び業務従事者の構成 (3)業務の再委託	(3)業務の再委託 4. (6) (オ) JICA 海外協力隊体験プログラムコーディネーター業務については再委託を認める。ただし、再委託を実施する場合は、その内容についてあらかじめ受注者からの承諾を得ること。	(3)業務の再委託 4. (6) (オ) JICA 海外協力隊体験プログラムコーディネーター業務については再委託を認める。ただし、再委託を実施する場合は、その内容についてあらかじめ発注者からの承諾を得ること。